

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：17501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03469

研究課題名(和文) 会社破綻時における債権者保護と事業再生の必要性

研究課題名(英文) Creditor Protection and the Need for Business Reorganization if a Business Failure

研究代表者

牧 真理子 (Maki, Mariko)

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号：60648054

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：事業再生の目的には、債権回収と事業の再構築が存在する。そのため、債権者保護と事業再生の必要性の調整のあり方が問題となると考えられる。事業再生における会社分割や事業譲渡は、それらが債権者を詐害すると解されないよう、債権者平等に配慮して行われる必要がある。ドイツ法の分析を参考にすると、事業再生における会社分割や事業譲渡は、破産法上の偏頗性を基準としたうえで、各事案における当事会社の意思や行為態様を勘案して詐害性の有無が判断すること、情報開示によって債権者の理解・満足を図るのが望ましいことが示唆される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日、事業再生の重要性が注目され私的整理の利用も進んでいる。しかし、当該手続については実効性や迅速性が優先され、理論的な構造が十分に明らかになっていないように思われる。本研究は、ドイツ法を参考にして、事業再生における債権者平等、債権者の調整について検討したものであるが、上記の問題を分析するうえで参考になると思われ、その点において社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)： When the ultimate aim is to reorganize a business, the task includes collection of debt and business restructuring. Accordingly, this raise the problematic issue of how to reconcile protection of creditors with the need for business restructuring. Company splits and assignment of business in the context of business reorganization must be performed with due consideration to ensure said company splits and assignment of business does not constitute a fraudulent prejudice of creditors.

Following a comparative study with German Law, it is suggested that the presence or absence of prejudicial aspect to company splits and assignment of business in the context of business reorganization should be determined by considering the intentions and conduct of the parties in each case, based on the criteria of partiality under the Bankruptcy Act, and that understanding and satisfaction on the part of creditors should desirably be obtained through disclosure of information.

研究分野：商法

キーワード：組織再編 債権者保護 会社分割 事業再生

1. 研究開始当初の背景

企業の組織再編の局面で利用される事業譲渡や会社分割は、経営が危機的状態にある会社にとっては、事業再生、倒産手続における重要な手法となっている。会社分割について、会社法制定後に詐害的会社分割が行われる事例が相次いだことから、残存債権者保護の判例上の保護類型の確立のほか、平成26年改正会社法における残存債権者保護の規定が新設された。あわせて、事業譲渡についても、同改正会社法により、詐害的事業譲渡の残存債権者保護の規定が新設された。事業譲渡は再生計画に基づき行われることもあれば、再生計画外で行われることもある(民事再生法上、会社分割に関する規定は存在しないが、同様の利用が考えられる。)後者の計画外事業譲渡に関して、倒産手続上は、事業価値が毀損されない早期に事業譲渡をすることが債権者の利益になるといえるが、債権者が事業を譲渡会社側で継続することが望ましい、あるいは事業再生による弁済率が低いなどと考え、事業譲渡に反対することも考えられる。

本研究は、上記のような問題状況を念頭に、債権者保護と事業再生の必要性が一致しない場合をどのように捉えるとよいのか、私的整理においては、手続上の実効性や迅速性が優先され、法律的な構造が十分に明らかにされていないのではないか、という点に焦点をあてることにしたものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツ法を比較法として参照しながら、事業再生における債権者保護のあり方及び事業再生の必要性の判断基準について検討し、組織再編における会社債権者保護のあり方を通して、会社分割や事業譲渡がどのように利用されるのが望ましいか明らかにすることを指すものであった。

3. 研究の方法

本研究は、経営が危機的状況にある会社が、事業再生の一環として会社分割や事業譲渡を行う場合に、債権者保護と事業再生の必要性が衝突するのではないかということを想定して行ったものである。本研究に関連する倒産法上の議論は、アメリカ法が参照されることが多いように観察される。しかし、本研究では、ドイツ法を比較対象として分析することが有益であろうと考えた。ドイツ法は、わが国の法規制と異なる部分も多い。しかし、ドイツ法は、会社分割を含めた組織再編に関する明文上の債権者保護規定を有していること、わが国の会社分割及び事業譲渡における債権者保護の問題に対応する商法、倒産法、債権者取消権法の規定を有していること、2011年に事業再生に関する「企業の再建を更に促進する法律」が制定され、私的整理についても議論が進められていること等から、ドイツの経験を比較検討し、わが国における解釈論への参照対象とすることには意義があると考えられる。

研究の方法としては、譲渡会社の債権者の利益と事業再生の必要性や、事業継続の必要性が一致しない場合の債権者間の調整はどのように行われるのが望ましいか、会社分割や事業譲渡がどのように利用されるのが望ましいかについて、組織再編に関連する法領域を多方面から分析した。

4. 研究成果

(1) 会社分割・事業譲渡における詐害性、債権者平等および事業再生の性質

詐害的会社分割・詐害的事業譲渡の詐害性は、多義的であるが、ポイントは債権者平等が崩れることにありと考えられる。会社分割や事業譲渡が実際上多く利用されるのは、平時よりも事業再生、倒産手続としての手法であり、債権者保護ないし債権者平等について検討する際には、事業再生の必要性、継続性という観点から行う必要がある。しかし、事業再生には、債権回収と事業の再構築のいずれの目的も存在しうるため、事業再生の性質は把握しにくい。

(2) ドイツ法

組織再編法制

ドイツでは、1994年に組織再編法が制定され、あわせて倒産法および破産外における債務者の法的行為の取消しについて規定する債権者取消権法の規定の調和が行われた。

ドイツの組織再編法制は、組織再編を促進しようという目的を持って整備された。企業の継続・事業再生は、成功の見込みがある範囲内において清算の上位にあり、企業を救済することに実現見込みのある努力をして、総債権者が満足を得ることが債務者には期待されている。

詐害性

ドイツの判例は、詐害性に関して、倒産債権者全体への客観的な加害が前提であり、否認された法律行為と債権者の拘取の減少の間に因果関係があること、否認された譲渡、売買、価値の放棄がなかったならば、債務者の財産から、倒産債権者はより有利に満足を得られるに違いないものをいうと示している。

学説では、詐害性は、十分な担保のない債権者が満足を受けられるかを基準としており、倒産債権者間で配当率に不平等があることや、ある倒産債権者が否認されうる法的行為により利益を得た場合に、この法的行為を除去した場合の資産状況を比較して判断されるとする見解がある。

倒産法上は、否認権の行使において想定される詐害性は、倒産法 132 条 1 項の破産債権者を直接に害する法律行為の否認、具体的には廉価売却の事例、倒産法 133 条 1 項の故意の加害による否認から分析できる。詐害性は、否認権行使の相手方である債務者が行った法的行為ないし法律行為自体や認識のあり方が判断対象となる。いずれも債権者平等を考慮しているが、具体的には否認権の種類によって変化すると考えられる。

債権者平等

債権者平等は、倒産法上の否認権における詐害性の判断の基礎として理解されている。債権者平等は、集合的手続の中で、同等のものを同一に扱い、責任財産についての衝突の調整をする。次に、債権者平等と事業再生の関係性が問題となる。

事業再生

事業再生に関して、判例は、単なる事業再生の期待では足りず、具体的な要件が必要であること、企業を救済することに実現見込みのある努力をし、総債権者が満足を得ることが、債務者に期待されると示している。

学説は、企業の目的は存続するのであるから、会社はいわば倒産手続と企業の目的を重ねて持っているとする見解、会社は同一性のあるまとまりとして、会社の目的の範囲内で存続するという見解があり、会社法と倒産法の領域が重複していることを示している。

債権者間の調整として、否認の観点から、再建の試みに対して債権者を害するという意識が影の薄いものであるならば故意は排除されるとする見解、事業再生では故意による否認をア priori に排除しないと理解する見解等がある。債権者間の調整は、事業再生により責任財産を移転させる契約については総債権者がこれに同意するならばそれでよいし、事業再生の努力や、事業再生の目的で行われた法律行為の時点で、事業再生の試みについて成功の見込みがあることや、事業再生について筋道の通ったコンセプトがあり、それが客観的に追求され、成功の予想が正当化されるかどうか、という点をみていくものと解されている。事業再生スキームが当初は成功する見込みがあったが、その後の事情変更によって債権者を害する可能性がある判断される余地もある。この場合に、否認権を行使しようとする債権者は、当事会社の行為態様を考慮要素に含めて否認権行使について検討することになる。

以上から、債権者の調整を行う手法として、情報開示を行い総債権者の同意（債権者から妥当な反論がない場合を含む。）を得る必要があると考えられる。そのことによって、ドイツ法は、債権者平等の原則ないし債権者平等の取扱いの原則に基づいた債権者の満足が図られることになると理解できる。さらに、私的整理においては、手続きの公正性を担保するために、十分な情報開示や合理的説明による透明性や、債権者間の衡平性を確保する必要があると考えられる。

事業再生を行う会社の経営状態は、会社の危機が無い局面、危機が潜在的であり顕在化を防ぐことができる局面、危機が顕在化している局面、自力救済が不可能な倒産の段階のように区分できる、事業再生のタイミングも異なる。債権者平等、債権者間の調整については、会社法と倒産法の連続ないし重複する関係性から、事業再生に関わる取締役ら経営者の責任についても検討を進める必要があると考える。

(3)日本法への示唆

日本法において、詐害性は、承継債権者と残存債権者との不平等な取り扱いがなされ、残存債権者の弁済率が低下することと理解されている。例えば、会社分割が行われた場合と行われなかったであろう場合の債権者への弁済率を比較して、低下するならば詐害性があるとして、弁済率の低下を判断基準とする見解がある。本研究から、詐害性は、債権者平等を基軸として、破産法上の偏頗性から捉えることの可能性が提示できる。

もっとも、事業再生スキームにおいて、会社分割や事業譲渡が行われた場合の弁済率の予測は、事業収益予測等の不確定要素に左右される。それゆえ、弁済率を詐害性の指標にすることは難しいと指摘する見解や、弁済率の低下について残存債権者の同意を得ていれば詐害性はないとする見解、弁済率に関して同意をしていない残存債権者が存在しても、会社分割前の清算価値から

算出される仮定的な清算配当に相当する弁済を行う場合には詐害性はないとする見解がある。事業再生、倒産処理手続において詐害性が問題となるのは、倒産処理制度の透明性・衡平性という基本理念を踏まえず会社分割等が利用されることにある。

以上より、事業再生における債権者保護のあり方や事業再生の必要性は、事業再生における会社分割や事業譲渡が、客観的に見て債権者平等であるか否か、その詐害性の有無の判断に、当事会社の意思や行為態様を付加的な考慮要素として検討することによって判断できるということが導かれる。事業再生における会社分割や事業譲渡については、事前に情報開示を行うことで、債権者平等、債権者の調整に配慮しており、詐害性がないことを示すために 情報開示が必要となると考えられる。情報開示は会社法上の義務ではないが、債権者に不利益となる可能性の高い情報を開示しないことは、役員の実任追及の対象となりうると考えられる。情報開示の手続は、事業再生の局面における情報提供の方法が参考となりうる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 牧真理子
2. 発表標題 詐欺的会社分割における残存債権者保護—ドイツからの示唆
3. 学会等名 日本私法学会第82回大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 牧 真理子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 164
3. 書名 組織再編における債権者保護	

1. 著者名 砂田太土 = 久保寛展 = 高橋公忠 = 片木晴彦 = 徳本穰編、牧真理子ほか31名	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 550
3. 書名 企業法の改正課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------